

尼崎市脱炭素経営宣言・認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「尼崎市脱炭素経営宣言・認定制度」(以下「本制度」という。)の実施に関して、必要な事項を定める。

2 本制度は、尼崎市(以下「市」という。)が、カーボンニュートラルの実現に向けて脱炭素経営に取り組んでいる又は取り組む予定であることを宣言する市内事業者の取組目標や達成状況について、評価基準に基づき「あまがさき脱炭素経営事業所」として認定し、支援機関等とともに各種支援を行うことにより、市内事業者の脱炭素化に対する意識の醸成及び脱炭素化に向けた取組の実現並びに市内の脱炭素化の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 支援機関等

AG6及びAG6を構成する各団体と協力関係にある事業者をいう。

(2) AG6 (エージーシックス)

「ECO未来都市・尼崎」環境の活きつくまちは美しい」をテーマとし、平成22年11月29日に共同宣言を行った、尼崎商工会議所、尼崎経営者協会、協同組合尼崎工業会、公益財団法人尼崎地域産業活性化機構、尼崎信用金庫及び尼崎市の6団体をいう。

(3) 市Webサイト等

尼崎市公式ホームページ、AG6の各ホームページ及び尼崎市情報ポータルサイト「アマポータル」をいう。

(4) 尼崎市情報ポータルサイト「アマポータル」

市内事業者のビジネスや採用等に関する情報を発信し、事業者同士のビジネスマッチングや、雇用・就労活動の促進を目的に市が運営・管理するポータルサイトをいう。

(脱炭素経営に向けた宣言項目)

第3条 市内事業者が脱炭素経営に向けて宣言する項目は次の各号のいずれかとする。

(1) 市や関係団体が実施する脱炭素関連施策への参加・協力

(2) 自社の脱炭素に向けた推進体制の整備

(3) 自社のエネルギー使用状況の把握

(4) 環境マネジメントシステムの構築

(5) 自社のCO2排出量の把握・削減

(6) 身近な省エネ取組

- (7) 環境負荷の少ない資材・物品・原料の調達
- (8) 3R（リデュース(ごみの減量)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)）の実践
- (9) 従業員の通勤時や業務時等での公共交通機関の利用促進
- (10) 省エネ・再エネ設備への切り替え・導入
- (11) 社用車の電動化
- (12) 再エネ由来の電力・クリーン電力（水素エネルギー等）の調達又は活用
- (13) 太陽光発電設備の導入や蓄電池の設置
- (14) 自社建屋の ZEB Ready 化
- (15) その他脱炭素経営に向けた取組

（対象）

第4条 本制度の申請対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 市内に事業所を有し、市内において事業活動を行う法人（大企業・中小企業）及び個人事業主
- (2) 前条に掲げる脱炭素経営に向けた宣言項目のうち、5項目以上について、その取組状況が「取組済」又は「取組予定」である者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う者に該当しない者
- (4) 暴力団等（暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。））に該当しない者
- (5) 市税の未納がない者

（申請）

第5条 本制度に申請をする者（以下、「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 尼崎市脱炭素経営宣言書兼認定申請書（様式第1号）（以下、「宣言書兼認定申請書」という。）
- (2) 会社概要及び事業内容が確認できる書類等

（計画及び報告）

第6条 申請者は、尼崎市脱炭素経営計画書（様式第2号）（以下、「計画書」という。）を市に提出し、脱炭素経営に向けた取組を達成するための具体的な計画を策定するとともに、計画における目標期間中は、毎年度、尼崎市脱炭素経営報告書（様式第3号）（以下、

「報告書」という。)を市に提出し、宣言項目及び取組内容について実施状況を報告することで目標に対する達成度を測るものとする。

- 2 前項の報告は、4月1日から翌年3月末日までの1年間(以下、「会計年度」という。)の取組について、翌会計年度の5月末までの間に行わなければならない。ただし、特段の事情がある場合はこの限りではない。

(認定)

第7条 市は、申請者により提出された書類やヒアリングの内容を確認し、その取組目標や達成状況について評価基準に基づき「あまがさき脱炭素経営事業所」として認定し、これを「ブロンズ」、「シルバー」及び「ゴールド」として区分する。

- 2 認定区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ブロンズ

宣言書兼認定申請書を提出した者であつて、且つ、第3条に掲げる15の宣言項目のうち、5項目以上が「取組済」又は「取組予定」である者

- (2) シルバー

前号の認定区分における要件を満たし、且つ、計画書を提出した者

- (3) ゴールド

計画書及び報告書を提出した者であつて、第3条に掲げる15の宣言項目のうち、10項目以上が「取組済」となり、且つ、宣言書兼認定申請書に示す取組区分の「知る」、「測る」、「減らす」のそれぞれ1項目以上が「取組済」となっている者

(公表)

第8条 市は、前条の認定区分に該当する事業所(以下、「認定事業所」という。)に対し、あまがさき脱炭素経営事業所認定証(様式第4号)(以下、「認定証」という。)を交付するとともに、市Webサイト等にて認定事業所を公表する。

(認定期間)

第9条 認定期間は、認定日から2030年度末までの間とする。

(認定に伴う支援)

第10条 認定事業所は、支援機関等が擁する各種制度など、適宜適切な支援を受けることができる。

- 2 支援機関等は、支援に際し必要となる申請内容及び報告内容等を共同利用することができる。

(関係書類の整備)

第 11 条 認定事業所は、認定証など本制度に係る書類を常に整備し、目標年度経過後 3 年間保存しなければならない。

2 市は、当該制度の事業効果等を確認するため、前項の保存期間満了後も必要な指示を行い、また報告を求めることができる。

(認定の取消)

第 12 条 市は、次のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受けた事業者から、認定取消の届け出があったとき
- (2) 第 4 条の要件に反することが認められるとき
- (3) 認定を受けた団体、事業者が解散又は破産したとき
- (4) 宣言書兼認定申請書、計画書及び報告書に虚偽内容が認められたとき
- (5) 第 6 条に規定する毎年度の報告を怠ったとき

2 市は、前項に基づき認定を取り消した場合は、その旨を該当者にあまがさき脱炭素経営事業所認定取消通知書（様式第 5 号）にて通知するものとする。

3 前項の規定により認定の取消を通知された者は、速やかに認定証を市に返還しなければならない。

4 市は、この要綱に重大な違反をして認定を受け、又は本認定に対する信頼を失墜させる行為を行った者がある場合は、直ちに認定を取り消し、再度の申請も拒否することができる。

(その他)

第 13 条 本要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、市が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和 6 年 11 月 29 日から施行する。